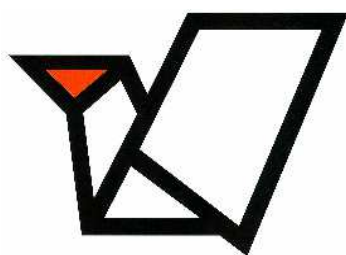


令和5年
神奈川県後期高齢者医療広域連合議会
第1回定例会
議案説明資料



令和5年3月28日

神奈川県後期高齢者医療広域連合

【このページは空白です】

令和5年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会

第1回定例会議案説明資料 目次

	資料番号	ページ 番号
議員提出議案		
議員提出議案第1号 神奈川県後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例 について	資料1	1
議案		
議案第1号 神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例について	資料2	3
議案第2号 神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会 設置条例について	資料3	5
議案第3号 神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する 条例について	資料4	7
議案第4号 神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例につ いて	資料5	17
議案第5号 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の 一部を改正する条例について	資料6	27
議案第6号 令和4年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算 (第1号)について	資料7	31
議案第7号 令和4年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別 会計補正予算(第1号)について	資料8	33
議案第8号 令和5年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算につ いて	資料9	35
議案第9号 令和5年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別 会計予算について	資料10	39
議案第10号 訴えの提起について	資料11	41

【このページは空白です】

神奈川県後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例について

1 条例制定の理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第51条による個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）の一部改正に伴い、個人情報の取扱いは全国的な共通ルールが適用され、地方公共団体の執行機関には今回の法律改正による新たな個人情報保護法の規定が直接適用されることとなります。一方、地方議会は、国会と同様、改正法の適用対象外とされており、議会における個人情報の取扱いは、法形式や規律の内容も含め、その自律的な対応に委ねることとされているため、議員提案により、条例を制定するものです。

2 条例の主な内容

(1) 個人情報等の取扱い（第4条から第16条関係）

議会が保有する個人情報の取扱いについて、必要な事項を定めます。

(2) 個人情報等の開示、訂正及び利用停止（第18条から第43条関係）

議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求することができることについて定めます。

3 条例の施行日

令和5年4月1日

【このページは空白です】

神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例について

1 条例制定の理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第51条による個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）の一部改正に伴い、個人情報の取扱いは全国的な共通ルールが適用されることとなったため、条例の全部を改正します。

2 条例の主な内容

(1) 個人情報登録簿（第3条関係）

個人情報を取り扱う事務については、個人情報保護法で定められた個人情報ファイル簿とは別に、「個人情報登録簿」を作成し、公表します。

(2) 開示請求の手数料（第4条関係）

保有個人情報の開示請求に係る手数料を無料とするとともに、作成及び送付に要する費用を開示請求者の負担とします。

(3) 審査会への諮問（第6条関係）

個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、情報公開・個人情報保護審査会に諮問できることとします。

(4) 死者に関する情報（第7条関係）

死者に関する情報は個人情報の定義から外れますが、そのままでは安全管理措置等を担保できないことから、死者に関する情報も個人情報に準じて取り扱います。

3 条例の施行日

令和5年4月1日

【このページは空白です】

神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会設置条例について

1 条例制定の理由

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、これまで情報公開条例に規定されていた情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手續等について、統一的に定めるため条例を制定します。

2 条例の主な内容

(1) 取り扱う事務（第2条関係）

- ア 行政文書の開示請求等に係る審査請求に係る諮問に応じること。
- イ 保有個人情報の開示請求等に係る審査請求に係る諮問に応じること。
- ウ 行政文書の公開制度の適正な運用に関する諮問又は意見の求めに応じること。
- エ 保有個人情報の適正な取扱いを確保するための諮問又は意見の求めに応じること。
- オ 情報公開・個人情報保護に関する施策について自ら意見を述べること。

(2) 審査請求に係る調査審議の手續（第8条～第16条関係）

行政文書又は保有個人情報の開示請求等に係る審査請求について審査会による調査権、審査請求人の意見陳述権など、行政不服審査法と同等の権利保障を定めています。

(3) 情報公開制度及び個人情報の取扱いについての調査審議の手續（第17条～第18条関係）

このことについて所要の規定を整備します。

3 条例の施行日

令和5年4月1日

【このページは空白です】

神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例について

1 条例改正の理由

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、関係法令及び関係条例との整合性を図るため所要の改正を行います。

2 改正の内容

(1) 非公開情報の追加（第 6 条関係）

行政機関等匿名加工情報を情報公開請求における非公開情報とするほか、所要の規定を整理します。

(2) 審査会の設置及び調査権限に係る規定の削除（第 20 条及び改正前第 20 条～第 23 条関係）

情報公開・個人情報保護審査会の設置及び調査権限に係る規定は、情報公開・個人情報保護審査会設置条例に規定するため削り、審査会への諮問等に係る規定を整理します。

(3) 所要の規定の整理（第 2 条、第 10 条、第 12 条、第 17 条関係）

「行政文書」の定義その他所要の規定を整理します。

3 条例の施行日

令和 5 年 4 月 1 日

神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第4条)</p> <p>第2章 行政文書の公開(第5条—第16条)</p> <p>第3章 審査請求(第16条の2—<u>第19条</u>)</p> <p>第4章 <u>情報公開制度に関する諮問(第20条)</u></p> <p>第5章 雑則(<u>第21条—第24条</u>)</p> <p>附則</p> <p>第2条 この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員が _____ 職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に配布又は販売することを目的として発行されるもの</p> <p>(2) <u>公文書館、研究所、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について、公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号）第4条に規定する方法に準ずる方法により、適切な管理を行うものとして広域連合長が指定した施設において、当該資料として当該準ずる方法で管理がされているもの</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(行政文書の公開義務)</p> <p>第6条 実施機関は、<u>前条の規定による</u>公開の請求（以下「公開請求」という。）があったときは、公開請求に係る行政文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」とい</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第4条)</p> <p>第2章 行政文書の公開(第5条—第16条)</p> <p>第3章 審査請求(第16条の2—<u>第22条の2</u>)</p> <p>第4章 <u>神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会(第22条の3—第23条)</u></p> <p>第5章 雑則(<u>第24条—第27条</u>)</p> <p>附則</p> <p>第2条 この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員が<u>その分掌する事務に関して</u>職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関において<u>管理</u> _____ しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に配布又は販売することを目的として発行されるもの</p> <p>(2) <u>住民の利用に供することを目的として収集し、整理し、又は保存している図書、記録、図画等及び歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として、特別な管理がされているもの</u></p> <p><u>(3) 文書又は図画の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録であって、実施機関が定めるもの</u></p> <p>(行政文書の公開義務)</p> <p>第6条 実施機関は、<u>行政文書の</u>公開の請求（以下「公開請求」という。）があったときは、公開請求に係る行政文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」とい</p>

う。)が記録されている場合を除き、公開請求をしたもの(以下「請求者」という。)に対し、当該行政文書を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 個人情報保護に関する法律(平

う。)が記録されている場合を除き、
_____ 当該行政文書を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報

イ 慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下この条において同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下この条において同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る情報

エ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

(2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次

成15年法律第57号)第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報(同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。)又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると広域連合長が認めることにつき相当の理由がある情報

(5) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると広域連合長が認めることにつき相当の理由がある情報

(6) 実施機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつ

に掲げるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため公開することが必要であると認められる情報を除く。

ア 公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公開しないという条件で任意に提供された情報であつて、当該法人等又は当該個人における通例として公開しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 広域連合の機関内部若しくは機関相互又は広域連合の機関と国若しくは他の地方公共団体(以下「国等」という。)の機関若しくは独立行政法人等若しくは地方独立行政法人との間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(4) 広域連合の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、広域連合、国等、独立行政法人等又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正か

て、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7) 実施機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(8) 公開することにより、人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(公開請求の手続)

第10条 (略)

2 実施機関は、請求書に形式上の不備があると認めるときは、請求者 に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

つ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 国等が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(5) 公開することにより、人の生命、身体、健康、生活、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められる情報

(6) 法令等の規定その他実施機関が法律上従う義務を有する国若しくは県の機関の指示により、公開することができないとされている情報

(公開請求の手続)

第10条 (略)

2 実施機関は、請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの(以下「請求者」という。) に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(事案の移送)

第12条 実施機関は、公開請求に係る行政文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他の実施機関において諾否決定をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

(費用負担)

第16条 この条例の規定に基づく行政文書の公開に係る手数料の額は、無料とする。ただし、規則で定めるところにより、作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(審査会への諮問等)

第17条 第16条の2の規定による審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関（以下「審査庁」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会設置条例（令和5年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第 号）第2条に規定する神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、当該諮問に対する答申を尊重して、当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合。
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を公開することとする場合。ただし、当該行政文書の公開について反対意見書が提出されているときを除く。

(削る)

(事案の移送)

第12条 実施機関は、公開請求に係る行政文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において諾否決定をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

(費用負担)

第16条 公開請求に係る行政文書（第14条第3項の規定により行政文書を複写したものを含む。）の写し等の交付に要する費用は、請求者の負担とする。ただし、この条例の規定に基づく行政文書の公開に係る手数料は、無料とする。

(審査会への諮問等)

第17条 第16条の2の審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関（以下「審査庁」という。）は、次のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、第22条の3第1項に規定する
神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会（以下この章において「審査会」という。）に諮問し、当該諮問に対する答申を尊重して、当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該行政文書の公開について反対意見書が提出されているときを除く。

(審査会の調査権限等)

第20条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し当該諾否決定に係る行政文書の提示を求めることができる。この場合において、何人も、

<p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p>	<p><u>審査会に対し、その提示された行政文書の公開を求めることができない。</u></p> <p><u>2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではない。</u></p> <p><u>3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、審査請求のあった諾否決定等に係る行政文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。</u></p> <p><u>4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。</u></p> <p><u>5 審査会の委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</u></p> <p><u>(意見の陳述等)</u></p> <p><u>第21条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に、口頭で意見を述べる機会を与え、又は意見書若しくは資料の提出を認めることができる。</u></p> <p><u>2 審査会は、前項の規定により審査請求人等から意見書又は資料が提出された場合には、審査請求人等（当該意見書又は資料を提出したものを除く。）にその旨を通知するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(提出資料の閲覧等)</u></p> <p><u>第22条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は写しの交付（以下この条において「閲覧等」という。）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧等を拒むことができない。</u></p>
---------------------------------------	--

<p><u>(削る)</u></p> <p>第4章 <u>情報公開制度に関する諮問</u> (<u>審査会への諮問</u>) 第20条 <u>実施機関は、行政文書の公開制度の適正な運用に関し、特に必要であると認めるときは、審査会に諮問し、又は意見を求めることができる。</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p>	<p><u>2 審査会は、前項の規定による閲覧等について、日時及び場所を指定することができる。</u></p> <p><u>3 第1項の規定による意見書又は資料の写しの交付を受ける審査請求人又は参加人は、規則で定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。</u></p> <p><u>(答申の内容の公表等)</u> 第22条の2 <u>審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申の内容を公表するとともに、第17条及び神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第16号。以下「個人情報保護条例」という。）第51条の規定による諮問に対する答申にあっては、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するものとする。</u></p> <p>第4章 <u>神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会</u></p> <p><u>(神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会の設置)</u> 第22条の3 <u>この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会（以下この章において「審査会」という。）を置く。</u></p> <p><u>2 審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p><u>(審査会の権限等)</u> 第23条 <u>審査会は、第17条に定めるもののほか、広域連合長の諮問に応じて情報公開制度に関する重要事項について調査し、又は審議するとともに、意見を述べることができる。</u></p> <p><u>2 実施機関は、行政文書等の取扱いに関し、特に必要と認める場合は、審査会に諮問することができる。</u></p> <p><u>3 審査会は、前2項の諮問に関する調査又は審議のために必要があると認めるときは、実施機関の職員に対して、</u></p>
--	---

<p>(行政文書の管理等)</p> <p><u>第21条</u> (略)</p> <p>(情報提供等の総合的推進)</p> <p><u>第22条</u> (略)</p> <p>(運用状況の公表)</p> <p><u>第23条</u> (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第24条</u> (略)</p>	<p><u>意見若しくは説明又は書類の提出を求めることができる。</u></p> <p><u>4 審査会は前3項に掲げるもののほか、本条例及び個人情報保護条例で定める事項並びに行政情報の公開及び個人情報の保護に関する重要な事項に係る実施機関からの諮問について、答申し、又は建議する。</u></p> <p>(行政文書の管理等)</p> <p><u>第24条</u> (略)</p> <p>(情報提供等の総合的推進)</p> <p><u>第25条</u> (略)</p> <p>(運用状況の公表)</p> <p><u>第26条</u> (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第27条</u> (略)</p>
---	---

【このページは空白です】

神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例について

1 条例制定の理由

地方公務員法の一部を改正する法律の施行により、地方公務員の定年が引き上げられることとされました。当広域連合は全職員が県内各市からの派遣で成り立っているため、これまで定年条例は必要ありませんでしたが、今回の改正により管理監督職勤務上限年齢制や定年前再任用短時間勤務制が導入され、これらについて定める必要が生じたため、条例を制定します。

2 条例の主な内容

(1) 定年制度（第3条、附則第2条関係）

令和5年度から2年に1歳ずつ定年を引き上げ、最終的に65歳を職員の定年として定めます。

(2) 管理監督職勤務上限年齢制（第6条関係）

事務局長及び各課長を管理監督職とし、その上限年齢を60歳とします。

(3) 定年前再任用短時間勤務制（第12条関係）

60歳以降に退職した職員を定年前再任用短時間勤務職員として任用できることを定めます。

(4) 附則による改正

附則により次の条例を改正し、定年の引上げについて所要の規定を整備します。

- ア 一般職職員の勤務時間、休暇等に関する条例
- イ 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例
- ウ 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- エ 職員の育児休業等に関する条例

3 条例の施行日

令和5年4月1日

神奈川県後期高齢者医療広域連合一般職職員の勤務時間、休暇等に関する条例

新旧対照表

(枠線部分は改正部分)

新	旧
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 地方公務員法<u>第22条の4第1項又は第22条の5第2項</u>の規定により採用された<u>職員(派遣元の市町村において、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用され、広域連合に派遣された職員を含む。)</u>で同法<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、1週間ご</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 地方公務員法<u>第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項</u>の規定により採用された<u>職員</u>で同法<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、1週間ご</p>

との期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

3 (略)

第4条 (略)

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上）の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

(年次有給休暇)

第14条 年次有給休暇は、1の年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。以下同じ。）ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）

との期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

3 (略)

第4条 (略)

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員）及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上）の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員）及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

(年次有給休暇)

第14条 年次有給休暇は、1の年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。以下同じ。）ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員）及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）

(2)～(4) (略)

2・3 (略)

(非常勤職員の勤務時間、休暇等)

第21条 非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、任命権者が定める。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。)で地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後の神奈川県後期高齢者医療広域連合一般職職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成29年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第3号。以下この条において「新条例」という。)第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

(2)～(4) (略)

2・3 (略)

(非常勤職員の勤務時間、休暇等)

第21条 非常勤職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、任命権者が定める。

(新設)

神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

新	旧
<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 法第29条第1項に規定する減給は、<u>1日以上6月以下の期間、その発令の日に受ける給料及びこれに対する地域手当の月額合計額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については報酬の額)の10分の1以下を減ずるものとする。</u><u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u></p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 法第29条第1項に規定する減給は、<u>_____6月以下の範囲内で、給料の月額及びこれに対する地域手当_____</u>の月額合計額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については報酬の額)の10分の1以下を減ずるものとする。 _____ _____ _____</p>

神奈川県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

新	旧
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法 <u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法 <u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p>

神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

新	旧
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3) 神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、<u>次に掲げる職員とする。</u></p> <hr/> <p><u>(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</u></p> <p><u>(2) 神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例第4条の規定により引き続き勤務している職員</u></p> <p><u>(3) 神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>」という。)を除く。)</p> <p>(部分休業の承認)</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、<u>育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員とする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「<u>再任用短時間勤務職員等</u>」という。)を除く。)</p> <p>(部分休業の承認)</p>

第20条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第7条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等）を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2・3 （略）

第20条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第7条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等）を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2・3 （略）

【このページは空白です】

【このページは空白です】

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の 一部を改正する条例について

1 条例改正の理由

低所得者に対する被保険者均等割額に係る 5 割軽減及び 2 割軽減の対象世帯について、次年度においても生活水準が変わらなければ引き続き当該軽減措置の対象となるように、国において、令和 4 年度の消費者物価の伸びの見通しや国民健康保険の所得判定基準の見直しとの均衡等を考慮し、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正が行われることから、当広域連合においても標記条例の一部改正を行います。

2 改正の内容

次のとおり、被保険者均等割額に係る 5 割軽減及び 2 割軽減の所得判定基準を改正します。

(1) 5 割軽減（条例第 12 条第 1 項第 2 号）

現 行	基準額 43 万円+ <u>28 万 5 千円</u> ×被保険者数+10 万円×（給与・年金所得者等の数-1）以下
改正後	基準額 43 万円+ <u>29 万円</u> ×被保険者数+10 万円×（給与・年金所得者等の数-1）以下

(2) 2 割軽減（条例第 12 条第 1 項第 3 号）

現 行	基準額 43 万円+ <u>52 万 円</u> ×被保険者数+10 万円×（給与・年金所得者等の数-1）以下
改正後	基準額 43 万円+ <u>53 万 5 千円</u> ×被保険者数+10 万円×（給与・年金所得者等の数-1）以下

3 条例の施行日

令和 5 年 4 月 1 日

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例
新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

新	旧
<p>(所得の少ない者に係る保険料の減額) 第12条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度の保険料の賦課期日において、前号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額(被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数に <u>29万円</u> を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(3) 当該年度の保険料の賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第</p>	<p>(所得の少ない者に係る保険料の減額) 第12条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度の保険料の賦課期日において、前号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額(被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数に <u>28万5千円</u> を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(3) 当該年度の保険料の賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第</p>

<p>1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額(被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数に <u>5.3万5千円</u> を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額(被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数に <u>5.2万円</u> を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額</p> <p>2・3 (略)</p>
---	---

【このページは空白です】

令和 4 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合
一般会計補正予算(第 1 号)について

1 補正予算額

6 億 161 万 1 千円を増額し、予算総額を 47 億 9,227 万 9 千円とします。

2 補正の内容

(1) 歳入

○ 繰越金

令和 3 年度からの繰越額の確定：6 億 161 万 1 千円の増

<歳入予算補正>

(単位：千円)

款・項	目	補正前の額	補正額	計
5. 繰越金 1. 繰越金	1. 繰越金	1	① 601,611	601,612
歳入合計		4,190,668	601,611	4,792,279

(2) 歳出

○ 一般管理費

令和 3 年度国庫補助金の精算に伴う国への償還金及び特別会計への繰出金
：2 億 6,539 万 4 千円の増

○ 財政調整基金費

令和 3 年度繰越額の確定に伴う基金への積立金：3 億 3,621 万 7 千円の増

<歳出予算補正>

(単位：千円)

款・項	目	補正前の額	補正額	計
2. 総務費 1. 総務管理費	1. 一般管理費	4,178,741	② 265,394	4,444,135
2. 総務費 1. 総務管理費	2. 財政調整基金費	44	③ 336,217	336,261
歳出合計		4,190,668	601,611	4,792,279

【参考】

1 令和 3 年度の一般会計決算剰余金を財政調整基金に積立 (単位：千円)

3 年度繰越金の増 (3 月補正) ①	4 年度償還金・繰出金の増 (3 月補正) ②	4 年度財政調整基金 積立金補正額 (3 月補正) ③=①-②
601,611	265,394	336,217

2 財政調整基金令和 4 年度末残高見込み (単位：千円)

	3 年度末残高 A	4 年度取崩額 B	4 年度積立額 (見込) C	4 年度末残高 (見込) D=A-B+C
財政調整基金	1,928,492	542,649	(繰越分) 336,217 (積立分) 0 (利子分) 44	1,722,104

【このページは空白です】

令和 4 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)について

1 補正予算額

126 億 9,130 万 6 千円を増額し、予算総額を 1 兆 355 億 7,538 万 5 千円とします。

2 補正の内容

(1) 歳入

- 市町村負担金
令和 3 年度療養給付費負担金の精算分：18 億 8,773 万円の減
- 繰入金
令和 3 年度国庫補助金の精算分を一般会計から繰入：2 億 3,530 万 6 千円の増
- 繰越金
令和 3 年度からの繰越額の確定：143 億 4,373 万円の増

<歳入予算補正>

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 市町村支出金	1. 市町村負担金	209,750,948	②▲1,887,730	207,863,218
7. 繰入金	2. 他会計繰入金	1	① 235,306	235,307
8. 繰越金	1. 繰越金	6,772,473	① 14,343,730	21,116,203
歳入合計		1,022,884,079	12,691,306	1,035,575,385

(2) 歳出

- 基金積立金
令和 3 年度繰越額の確定に伴う基金への積立金：75 億 4,332 万 9 千円の増
- 償還金
令和 3 年度国庫負担金等の精算に伴う国への償還金：51 億 4,797 万 7 千円の増

<歳出予算補正>

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 基金積立金	1. 基金積立金	368	④ 7,543,329	7,543,697
6. 諸支出金	1. 償還金及び還付加算金	10,303,000	③ 5,147,977	15,450,977
歳出合計		1,022,884,079	12,691,306	1,035,575,385

【参考】

1 令和3年度の特別会計決算剰余金を支払準備基金に積立 (単位:千円)

3年度繰越金等の増 (3月補正) ①	4年度市町村負担金の減 (3月補正) ②	4年度償還金の増 (3月補正) ③	3年度支払準備基金積立金補正額 (3月補正) ④=①+②-③
(繰越金) 14,343,730 (繰入金) 235,306 14,579,036	▲1,887,730	5,147,977	7,543,329

2 療養給付費等支払準備基金令和4年度末残高見込み (単位:千円)

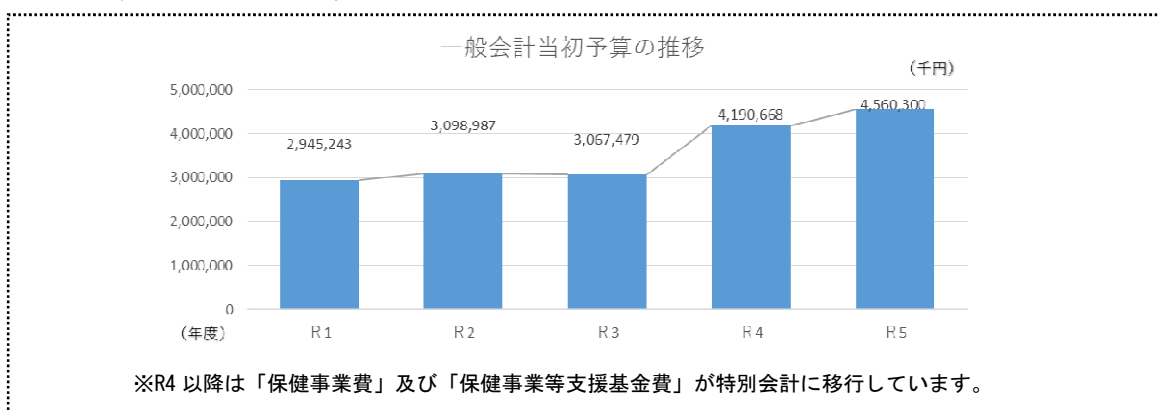
	3年度末残高 A	4年度取崩額 B	4年度積立額(見込) C	4年度末残高(見込) D=A-B+C
支払準備基金	16,168,404	7,531,370	(今回補正分) 7,543,329 (利子) 324	16,180,687

令和 5 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合 一般会計予算について

1 予算案の全体概要

令和 5 年度予算総額は、対前年度比 3 億 6,963 万 2 千円増額 (8.8%) の 45 億 6,030 万円となっています。これは、被保険者証の一斉更新がないことによる費用減があるものの、被保険者数の増加に加え、高額療養費支給申請の原則郵送化、2 割負担導入に伴う高額療養費 (配慮措置) や資格過誤点検の業務増に係る事務費、また標準システムのクラウド化に係る経費などの増加によるものです。

財源としては、2 割負担導入に係る国の特別調整交付金が大幅減となるため、財政調整基金のより積極的な活用等を行います。令和 5 年度の市町村負担金は令和 4 年度に比べ増額となります。



2 歳入について

(1) 総括表

(単位:千円)

項目	令和5年度	令和4年度	増減額(率)	
分担金及び負担金	2,749,379	2,406,836	342,543	(14.2%)
国庫支出金	606,698	1,241,112	▲634,414	(▲51.1%)
繰入金	1,204,153	542,649	661,504	(121.9%)
その他の歳入	70	71	▲1	(▲1.4%)
歳入合計	4,560,300	4,190,668	369,632	(8.8%)

(2) 主な増減要因

- 分担金及び負担金：県内市町村からの共通経費負担金 342,543 千円
被保険者数の増加による増
- 国庫支出金：国からの補助金や交付金 ▲634,414 千円
2 割負担導入に係る特別調整交付金の減
- 繰入金：財政調整基金からの繰入金 661,504 千円
市町村負担金の抑制のための増

3 歳出について

(1) 総括表

(単位:千円)

項目	令和5年度	令和4年度	増減額(率)	
議会費	1,325	1,468	▲143	(▲9.7%)
総務費	4,548,975	4,179,200	369,775	(8.8%)
資格管理事業費	168,467	1,045,628	▲877,161	(▲83.9%)
給付関係事業費	785,474	707,617	77,857	(11.0%)
医療費適正化事業費	836,737	600,058	236,679	(39.4%)
電算システム関係費	1,873,727	1,098,074	775,653	(70.6%)
財政調整基金費	230,917	44	230,873	(大幅増)
その他の総務費	653,653	727,779	▲74,126	(▲10.2%)
予備費	10,000	10,000	0	(0.0%)
歳出合計	4,560,300	4,190,668	369,632	(8.8%)

※事業別一覧は別紙のとおり。

(2) 主な増減要因

- 資格管理事業費 ▲877,161千円
被保険者証一斉更新がないことによる通信運搬費等の減
- 給付関係事業費 77,857千円
高額療養費支給申請の原則郵送化、2割負担導入に伴う高額療養費
(配慮措置)に係る通信運搬費等の増
- 医療費適正化事業費 236,679千円
資格過誤点検の業務増に係る委託料の増
- 電算システム関係費 775,653千円
標準システムのクラウド化に伴う委託料等の増
- 財政調整基金費 230,873千円
被保険者証一斉更新に伴う積立をすることによる増(1年おきに積立)

4 基金の状況

(単位:千円)

	令和4年度末 残高(見込)	取崩予定額	積立予定額	令和5年度末 残高(見込)
財政調整基金	1,722,104	1,204,153	230,917	748,868

(単位：円)

令和5年度広域連合一般会計予算案 事業別一覧

事業名	令和5年度 予算額(案)		令和4年度 当初予算額		対前年度増減額		対前年度比		予算額の主な増減の内訳	
	A	C	B	D	当初予算額		対前年度比			
					特定財源等	市町村負担金	A/B(%)	C/D(%)		
01 諸会費	1,325,000	0	1,468,000	0	▲ 143,000	▲ 143,000	▲ 143,000	90.3%	90.3%	
02 総務費	4,548,975,000	1,810,921,000	4,179,200,000	2,395,368,000	369,775,000	342,886,000	369,775,000	108.8%	114.3%	
01 総務管理費	4,548,357,000	1,810,921,000	4,178,785,000	2,394,953,000	369,772,000	342,683,000	369,772,000	108.8%	114.3%	
01 広域連合運営管理費	160,104,000	19,751,000	234,080,000	160,198,000	▲ 73,976,000	▲ 19,845,000	▲ 73,976,000	68.4%	87.6%	・5年に一度の広域連合庁内システム機器更新終了に伴う委託料の減 ▲55,000千円
02 広域連合事業費負担金	405,077,000	3,668,000	404,982,000	404,982,000	95,000	▲ 3,573,000	▲ 3,573,000	100.0%	99.1%	・人事院勧告反映による増 95千円
03 会計関係費	604,000	0	73,000	73,000	531,000	531,000	531,000	827.4%	827.4%	・指定金融機関データ伝送サービス使用料の増 528千円
04 保険料関係事業費	21,886,000	0	20,398,000	20,398,000	1,488,000	1,488,000	1,488,000	107.3%	107.3%	・保険料関係委託料の増 1,508千円
05 資格管理事業費	168,467,000	4,091,000	1,046,628,000	287,871,000	▲ 877,161,000	▲ 123,495,000	▲ 877,161,000	16.1%	57.1%	・被保険者証の一斉更新(2回交付)がないことによる通信運搬費等の減 ▲877,169千円
06 給付関係事業費	785,474,000	1,648,000	707,617,000	241,248,000	77,857,000	542,577,000	77,857,000	111.0%	324.9%	・高齢療養費支給事前申請動脈口座登録業務に係る委託料等の減 ▲297,771千円 ・高齢療養費申請の原則郵送化に係る委託料等の増(通年化) 188,347千円 ・配慮措置に係る高齢療養費支給決定通知書の通信運搬費の増(通年化)137,793千円
07 医療費適正化事業費	836,737,000	674,081,000	600,058,000	285,887,000	236,679,000	▲ 103,211,000	236,679,000	139.4%	61.2%	・診療報酬明細書等の資格適正化検査業務等に係る委託料の増 233,289千円
08 電算システム関係費	1,873,727,000	1,042,075,000	1,098,074,000	1,014,304,000	775,653,000	▲ 182,652,000	775,653,000	170.6%	82.0%	・令和6年度の国の標準システムクラウド化に係る委託料・負担金等の増 936,354千円 ・窓口負担2割導入等による標準システムカスタマイズ委託料の減 ▲118,140千円
09 広報広聴活動関係費	65,564,000	65,564,000	67,831,000	11,000	▲ 2,267,000	▲ 11,000	▲ 2,267,000	96.7%	0.0%	・窓口負担2割導入に係るコールセンター増席の終了に伴う委託料の減 ▲2,414千円
10 財政調整基金費	230,917,000	43,000	44,000	44,000	230,873,000	230,874,000	230,873,000	524811.4%	-	・令和6年度の被保険者証一斉更新に向けた積立金の増(1年おきに積立) 230,873千円
02 選挙費	55,000	0	62,000	62,000	▲ 7,000	▲ 7,000	▲ 7,000	88.7%	88.7%	
03 監査委員費	363,000	0	353,000	353,000	10,000	10,000	10,000	102.8%	102.8%	
03 予備費	10,000,000	0	10,000,000	10,000,000	0	0	0	100.0%	100.0%	
合計	4,560,300,000	1,810,921,000	4,190,668,000	2,406,836,000	369,632,000	342,543,000	369,632,000	109.8%	114.2%	
市町村負担金以外の歳入 国庫支出金 606,696,000円 財政調整基金繰入金 1,204,153,000円 財産収入・預金利子・繰越金 70,000円 合計 1,810,921,000円										

【このページは空白です】

令和5年度神奈川県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計予算について

1 予算案の全体概要

財政運営期間の2年目となる令和5年度予算は、保険料算定時の金額をベースとして算出しました。予算総額は、被保険者数の増加等により、対前年度比542億9,783万3千円(5.3%)増の1兆771億8,191万2千円となっています。

2 歳入について

(1) 総括表

(単位：千円)

項目	令和5年度	令和4年度	増減額(率)
市町村支出金	220,459,860	209,750,948	10,708,912 (5.1%)
保険料納付金(現年度分)	122,075,923	116,365,630	5,710,293 (4.9%)
基盤安定拠出金	17,740,017	16,792,981	947,036 (5.6%)
療養給付費負担金 (定率負担金)	80,293,114	76,186,833	4,106,281 (5.4%)
その他市町村支出金	350,806	405,504	▲54,698 (▲13.5%)
国庫支出金	302,644,506	285,893,172	16,751,334 (5.9%)
県支出金	87,039,411	84,496,818	2,542,593 (3.0%)
支払基金交付金	448,664,777	426,589,536	22,075,241 (5.2%)
繰入金	8,791,334	7,731,371	1,059,963 (13.7%)
その他の歳入	9,582,024	8,422,234	1,159,790 (13.8%)
歳入合計	1,077,181,912	1,022,884,079	54,297,833 (5.3%)

(2) 主な内容と増減

- 保険料納付金(現年度分) 5,710,293千円
 被保険者数の増加等による増
 保険料予定収納率：99.49%
- 基盤安定拠出金 947,036千円
 被保険者数の増加等による増
- 療養給付費負担金(定率負担金)：療養給付費等の市町村負担金 4,106,281千円
 療養給付費の増額に伴う増
- 国庫支出金：療養給付費等の国庫負担金、財政調整交付金等の国庫補助金 16,751,334千円
 療養給付費の増額に伴う増
- 県支出金：療養給付費等の県負担金 2,542,593千円
 療養給付費の増額に伴う増
- 支払基金交付金：現役世代からの支援金 22,075,241千円
 療養給付費の増額に伴う増
- その他の歳入：繰越金等 1,159,790千円
 前年度繰越金の増加に伴う増

3 歳出について

(1) 総括表

(単位：千円)

項目	令和5年度	令和4年度	増減額(率)	
保険給付費	1,059,894,328	1,006,622,610	53,271,718	(5.3%)
療養給付費等	1,053,945,917	1,001,031,411	52,914,506	(5.3%)
審査支払手数料	2,567,088	2,377,611	189,477	(8.0%)
葬祭費	3,364,850	3,207,000	157,850	(4.9%)
傷病手当金	16,473	6,588	9,885	(150.0%)
保健事業費	6,015,821	5,191,871	823,950	(15.9%)
基金積立金	364	368	▲4	(▲1.1%)
諸支出金	10,303,000	10,303,000	0	(0.0%)
その他の歳出	968,399	766,230	202,169	(26.4%)
歳出合計	1,077,181,912	1,022,884,079	54,297,833	(5.3%)

(2) 主な内容と増減

○療養給付費等	52,914,506千円
被保険者数の増加等による増	
○審査支払手数料	189,477千円
審査支払手数料単価の増額等による増	
○保健事業費	823,950千円
一体的実施事業の実施市町村増加等に伴う増	

【参考】

〈平均被保険者数の推移〉

(単位：人)

	R1実績	R2実績	R3実績	R4見込	R5見込
平均被保険者数	1,133,801	1,158,697	1,176,121	1,237,213	1,298,117
対前年度比	4.2%	2.2%	1.5%	5.2%	4.9%

〈一人当たり医療費の推移〉

(単位：円)

	R1実績	R2実績	R3実績	R4見込	R5見込
一人当たり医療費	882,886	840,450	875,420	888,147	894,364
対前年度比	1.5%	▲4.8%	4.2%	1.5%	0.7%

※「R4見込」「R5見込」の数値は令和3年度にR4・5保険料を算定した時点での見込額です。

※一人当たり医療費は当該年度の医療費を当該年度の被保険者数の年度平均で除したものの。

4 基金の状況

(単位：千円)

	令和4年度末残高 (見込)	取崩予定額	積立予定額	令和5年度末残高 (見込)
療養給付費等 支払準備基金	16,180,687	8,591,333	324	7,589,678
保健事業等 支援基金	1,975,816	200,000	40	1,775,856

訴えの提起について

1 趣旨

損害賠償金請求に係る訴えの提起をすることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求めます。

2 訴えを提起する理由

第三者行為による損害賠償請求権に基づき、損害賠償金を相手方に求償したところ、症状固定後の保険給付分は事故との因果関係がないと主張して請求に応じないため、訴えによりその支払いを求めるものです。

3 訴えの提起の概要

相手方	東京都 個人
事件の要旨	<p>(1) 平成 30 年 10 月 23 日神奈川県後期高齢者医療被保険者（以下「被害者」という。）は、自転車にて走行中、相手方の運転する普通乗用車に接触し、頭部外傷による硬膜下血腫により入院した。</p> <p>(2) 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律第 58 条第 1 項の規定により被害者が相手方に対して有する損害賠償請求権を代位取得した。</p> <p>(3) 広域連合は、相手方に損害賠償金を請求したが支払われなかった。よって、広域連合は、相手方に対し次の請求の内容により東京地方裁判所に提起する。</p>
請求の趣旨	<p>(1) 相手方に対し損害賠償金 20,223,200 円の支払いを求めるもの。</p> <p>(2) 上記の金額につき、平成 30 年 10 月 23 日から支払済みまで年 5 分の割合で遅延損害金の支払いを求めるもの。</p> <p>(3) 相手方に対し訴訟費用の負担を求めるもの。</p>
訴訟遂行の方針	<p>(1) 判決の結果必要があるときは、上訴する。</p> <p>(2) 必要があるときは、適当と認める条件で和解することができるものとする。</p>

4 参考条文

(1) 地方自治法（抜粋）

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

十二 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの

提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分又は同条第三項に規定する裁決をいう。以下この号、第百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において同じ。）に係る同法第十一条第一項（同法第三十八条第一項（同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）又は同法第四十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あっせん、調停及び仲裁に関すること。

（２）高齢者の医療の確保に関する法律（抜粋）

（損害賠償請求権）

第五十八条 後期高齢者医療広域連合は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、後期高齢者医療給付（前条第二項の規定による差額の支給を含む。以下同じ。）を行つたときは、その後期高齢者医療給付の価額（当該後期高齢者医療給付が療養の給付であるときは、当該療養の給付に要する費用の額から当該療養の給付に関し被保険者が負担しなければならない一部負担金に相当する額を控除した額。次条第一項において同じ。）の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。